

告 示

埼玉県告示第二百九号

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年埼玉県告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四日まで」を「三日まで」に、「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。